

別紙

諮問第1166号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「神宮外苑地区まちづくりに係る基本覚書に基づく協議に関する文書（2018年2月21日まで）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が平成30年4月20日付けで行った非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求の対象公文書である「平成27年6月19日配布文書」外22件（以下「本件対象公文書」という。）は、神宮外苑地区まちづくりに係る基本覚書（以下単に「覚書」という。）に基づき、当該地区のまちづくりについて、宗教法人明治神宮外5者（以下「関係権利者」という。）と協議を行った際に配付した文書である。

当該地区は、平成25年6月に神宮外苑地区地区計画（以下「本件地区計画」という。）が定められ、本件地区計画に定める目標の実現に向けて、関係権利者と協議を行いながら、検討を進めている段階である。

本件対象公文書について、平成30年3月8日付けで関係権利者に対して意見照会を行った結果、各施設の利用者や関係者に誤解や混乱を与え、信用や信頼が失われ、事業運営上の地位や社会的地位等が損なわれるなどの理由により、開示決定に対して反対の意思を示す意見書が全ての関係権利者から提出された。これらを踏まえ、条例7条3号、5号及び6号により非開示決定を行った。

4 審査会の判断

## (1) 審議の経過

本件審査請求については、平成30年6月15日に審査会へ諮問された。

審査会は、平成31年1月16日に実施機関から理由説明書を收受し、令和2年12月17日（第213回第一部会）から令和3年1月21日（第214回第一部会）まで、2回の審議を行った。

## (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 本件対象公文書について

実施機関は、本件開示請求に対して、別表に掲げる文書1から23までを本件対象公文書として特定し、条例7条3号、5号及び6号に該当するとして、非開示決定を行った。本件対象公文書は、実施機関が本件地区計画について関係者と相互に連携・協力してまちづくりを進めることを目的として関係権利者と締結した覚書に基づき、協議先である関係権利者に対して、平成27年6月から平成30年2月までの間、協議・調整を行う際に配付したものである。

なお、実施機関は、関係権利者と平成30年3月に「神宮外苑地区（b区域）まちづくりの検討に係る今後の取組等に関する確認書」を取り交わした上、同年4月に神宮外苑地区まちづくり検討会を設置し、同検討会が策定したまちづくり指針に沿って、当該地区におけるまちづくりを推進している。

### イ 本件対象公文書の非開示妥当性について

本件対象公文書は、本件地区計画に沿ったまちづくり検討に係る合意が進む段階に応じた関係権利者との個別的な調整内容が記載されている。

審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところによると、これらの文書は、あくまで実施機関が作成した素案であり、関係権利者との間で必ずしも合意が図られている内容ではないことから、条例15条1項に定める意見照会を行ったところ、関係権利者から開示に反対する意思表示があったとのことであった。このため、本

件対象公文書を一方的に公にすることとなると、関係権利者からの信頼を失い、本件地区計画に沿ったまちづくりが円滑に行われなくなると実施機関は主張する。

審査会が見分したところ、本件対象公文書の文書ごとの主な内容は別表のとおりであり、各文書には、本件地区計画の目標及び基本的な考え方を踏まえた上で関係権利者がまちづくりに係る再開発を行う際の条件、施設配置案、全体スケジュール案及びこれらに対する実施機関の意向や提案が記載されていることが確認された。

また、これらの文書は、関係権利者の内部においても未調整ないし未確定であると推測される情報が多分に含まれていることが認められる。

以上を踏まえると、関係権利者が開示に反対の意向を表明しているにもかかわらず、検討段階であるこれらの情報を公にすることとなると、関係権利者からの信頼を損ない、まちづくり事業の遂行に支障を来し、本件地区計画に定める目標の実現が困難になるという実施機関の主張は首肯できるものである。

したがって、本件対象公文書は条例7条6号に該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び反論書においてその他種々の主張を行っているが、それらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、寺田 麻佑

## 別表

	本件対象公文書	主に記載された内容
1	平成27年6月19日配布文書	施設検討について 他
2	平成27年6月25日配付文書	施設検討について 他
3	平成27年8月28日配付文書	施設検討について 他
4	平成27年10月27日配付文書	施設検討について 他
5	平成27年10月29日配付文書	施設検討について 他
6	平成27年11月30日配付文書	スケジュール (案) 他
7	平成28年4月25日配付文書	スケジュール (案) 他
8	平成28年5月9日配付文書	スケジュール (案) 他
9	平成28年5月17日配付文書	スケジュール (案) 他
10	平成28年5月25日配付文書	スケジュール (案) 他
11	平成28年6月7日配付文書	スケジュール (案) 他
12	平成28年6月10日配付文書	スケジュール (案) 他
13	平成28年6月16日配付文書	スケジュール (案) 他
14	平成28年6月27日配付文書	まちづくりの進め方について 他
15	平成28年8月26日配付文書	スケジュール (案) 他
16	平成28年8月30日配付文書	スケジュール (案) 他
17	平成28年11月28日配付文書	まちづくりの進め方について 他
18	平成28年12月15日配付文書	まちづくりの進め方について 他
19	平成29年1月18日配付文書	施設検討について 他
20	平成29年3月30日配付文書	施設検討について 他
21	平成30年1月30日配付文書	神宮外苑地区 (b 区域) まちづくりの検討に係る今後の取組等に関する確認書 (案)
22	平成30年2月5日配付文書	神宮外苑地区 (b 区域) まちづくりの検討に係る今後の取組等に関する確認書 (案)
23	平成30年2月9日配付文書	神宮外苑地区 (b 区域) まちづくりの検討に係る今後の取組等に関する確認書 (案)